### 栃木県新型インフルエンザ等対策ガイドライン (概要)

### 県行動計画とガイドラインの構成

### 県行動計画

### ガイドライン

(参考)政府ガイドライン

#### ①実施体制

- •体制整備(県対策本部の設置等)
- ・発生段階の切替え
- •緊急事態措置の実施・中止
- •対策の評価、総括

#### 2サーベイランス

- •平常時から実施するサーベイランス
- ・発生時に追加・強化するサーベイランス

#### ③情報提供•共有

- ・発生時における相談体制(電話相談センター 等)
- •情報提供体制(広報担当チーム)

### ④予防・まん延防止

- •まん延防止対策(入院措置、外出自粛、施設の使用制限等)
- •水際対策(健康監視)
- •予防接種(特定接種、住民接種等)

#### 5医療

- ・医療提供体制(外来、入院、搬送、検査、臨時の医療施設等)
- •抗インフルエンザウイルス薬(予防投与、備蓄薬の放出等)

### ⑥県民生活及び地域経済の安定の確保

- •事業継続
- ・物資及び資材の備蓄
- •生活関連物資の適正な流通
- •要援護者対策
- •各種犯罪の取締り
- ・埋葬・火葬の円滑な実施

サーベイランスガイドライン

実施体制ガイドライン

情報提供・共有ガイドライン

まん延防止ガイドライン(水際対策含む。)

予防接種ガイドライン

医療体制ガイドライン

抗インフルエンザウイルス薬ガイドライン

社会対策ガイドライン

サーベイランスに関するガイド ライン

情報提供・共有(リスク・コミュニケーション)に関するガイドライン

まん延防止に関するガイドライン

水際対策に関するガイドライン

予防接種に関するガイドライン

医療体制に関するガイドライン

抗インフルエンザウイルス薬に関 するガイドライン

個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドラ

事業者・職場における新型インフ ルエンザ等対策ガイドライン

埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

(参考)新型インフルエンザ等の1基礎知識

# 1 実施体制ガイドライン

実施体制の整備	<ul><li>○行動計画等の作成</li><li>○県有識者会議等の設置、発生時における意見聴取</li><li>○県対策本部の設置</li><li>○市町村対策本部の設置</li><li>○地域連絡協議会、市町村連絡会議の設置</li><li>○研修等の実施</li><li>○対策の評価、反映</li></ul>
関係機関に対する支援	〇市町村に対する支援 〇指定地方公共機関に対する支援
関係機関との連携体制の確立	〇市町村、医師会、医療機関との連携 〇近隣県等との連携
発生段階の移行・公表	<ul> <li>○海外発生期への移行</li> <li>感染症法に基づく厚生労働大臣による公表</li> <li>○発生早期(国内・県内)への移行</li> <li>国内における確定患者の発生</li> <li>○県内感染期への移行</li> <li>感染経路が不明確な患者が一定数確認されるようになった時点</li> <li>○小康期への移行</li> <li>患者の発生が減少し、国の対策が小康期に移行した時点</li> </ul>

### 2 サーベイランスガイドライン

平時のサーベイランス		○患者発生サーベイランス 県内約200定点医療機関において実施(全国約5,000) ○入院サーベイランス 県内7定点医療機関において実施(全国約500) ○インフルエンザ様疾患発生報告(学校サーベイランス) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等において実施 ○ウイルスサーベイランス 県内20定点医療機関において実施 ○感染症流行予測調査 インフルエンザの抗体保有状況の調査
新型インフ	追加する サーベイラ ンス	〇患者全数把握(海外発生期〜発生早期(国内・県内)) すべての新型インフルエンザ患者(疑似症患者含む。)の発生を把握し、発生状況を把握
ルエンザ発 生時のサー ベイランス	強化する サーベイラ ンス	〇学校サーベイランス(海外発生期〜発生早期(国内・県内)、小康期)期間の延長 〇ウイルスサーベイランス(海外発生期〜発生早期(国内・県内)、小康期) 患者発生サーベイランス及び学校サーベイランス等でのウイルス検査を実施

※新型インフルエンザ発生時は、平時から継続して行うサーベイランスに加え、上述のサーベイランスの追加・強化を行う。

## 3 情報提供・共有ガイドライン

情報提供体制	○広報担当チームの設置 ○情報提供の方法 ・記者会見、報道発表 ・インターネットを活用した情報提供(HP, SNS) ・回覧版、広報誌 ○受取手に配慮した情報提供 独居高齢者、障害者、外国人に対する情報提供 の関係機関との情報共有体制 ・メーリングリストによる連絡体制 ・FAXによる迅速な情報提供体制 ・医療機関との情報共有体制
相談体制	<ul><li>○新型インフルエンザ等電話相談センターの設置(海外発生期~小康期)</li><li>・運営方法(民間事業者を活用した運営)</li><li>・マニュアルの作成</li><li>○市町村相談窓口の設置</li></ul>

## 4 まん延防止ガイドライン

### 1 まん延防止対策

患者対応		○感染症法に基づく対策(入院措置)を実施(海外発生期〜発生早期(国内・県内)) ○感染症法に基づく措置は、原則中止(県内感染期)
濃厚接触者対策		<ul><li>○感染症法に基づく対策(外出自粛、健康観察等)を実施(海外発生期~発生早期(国内・県内))</li><li>○感染症法に基づく措置は、原則中止(県内感染期)</li></ul>
	個人対策	〇県民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の 基本的な感染対策を勧奨
個人、地域、職 場対策	地域対策	<ul><li>○新型インフルエンザ緊急事態において、国の基本的対処方針に基づき、不要不急の外出自粛の要請や、施設の使用制限の要請等を実施</li><li>○学校等における臨時休業の適切な実施を要請</li><li>○病院、高齢者施設等における感染対策を徹底するよう勧奨</li></ul>
	職場対策	〇事業所に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける事業活動を避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨 〇従業員の健康管理の徹底等の職場における感染対策を勧奨

### 2 水際対策

渡航者対策	〇海外渡航者に対する感染症危険情報等の周知、注意喚起	
健康監視	〇健康監視対象者に対する健康監視(検温、体調変化の記録、報告、発症時の指導)の実施	

### 3 普及啓発

未発生期から、基本的な感染対策や、新型インフルエンザに関する情報の普及啓発を実施する。

## 5 予防接種ガイドライン

### 1 予防接種制度

	杜宁拉廷	住民接種		
	特定接種	緊急事態宣言「有」	緊急事態宣言「無」	
考え方	新型インフルエンザ等の発生に より、緊急の必要がある	病原性の非常に高い新型インフ ルエンザ等の発生	病原性の高くない新型インフルエ ンザ等の発生	
実施主体	国、県、市町村	市町村		
対象者	登録事業者 公務員(国·地方)	全国民		
特措法	第28条	第46条	_	
予防接種法	第6条第1項(臨時接種)	第6条第1項(臨時接種)	第6条第3項(新臨時接種)	
接種費用	公費負担 (実施主体が負担)	公費負担(国1/2、県1/4、市町 1/4) ※国費の嵩上げ措置あり	市町村の支弁(実費徴収可) ※低所得者を除く	
接種方式	原則、集団的接種	原則、集団的接種		
努力義務	あり	あり	なし	
接種勧奨	あり	あり	あり	
予約	_	原則、市町村で一元化して予約		

### 2 体制整備等

流通体制の整備	〇ワクチンを円滑に流通するための体制の整備
医療関係者に対する要請等	〇特定接種又は住民接種を行うため必要があると認めるとき、医療関係者に対して、 必要な協力を要請等する

# 6 医療体制ガイドライン

帰国者・接触者対策	〇帰国者・接触者相談センターの設置(海外発生期~発生早期(国内・県内))
外来診療	〇帰国者・接触者外来の設置(海外発生期〜発生早期(国内・県内)) 〇帰国者・接触者外来における受入準備(医療資器材の確保、院内感染対策等) 〇一般医療機関における院内感染対策
入院診療	<ul><li>○感染症指定医療機関、入院協力医療機関における受入準備(医療資器材の確保、院内感染対策等)</li><li>○医療資器材や使用可能な病床数に関する調査</li><li>○患者に対する入院措置の実施(海外発生期~発生早期(国内・県内))</li><li>○患者の振り分け(重症者は入院、軽症者は在宅療養)(県内感染期)</li></ul>
医療関係者に対する要 請・指示、補償	<ul><li>○要請を行う場合や方法</li><li>○医療関係者の範囲</li><li>○実費弁償、損害補償の基準</li></ul>
搬送	〇県における搬送体制の整備(個人防護具等の備蓄) 〇消防本部における搬送体制の整備(個人防護具等の備蓄) 〇県と消防本部における連携体制の整備
検査	〇検査体制の整備 (検査用資器材の確保等)
医療体制	〇診療継続計画の作成の支援 〇初診患者の診療を行わない医療機関の指定 〇臨時の医療施設の検討 〇医療法施行規則第10条ただし書きに基づく定員超過入院(県内感染期) 〇ファクシミリによる処方箋の発行(県内感染期)

### 7 抗インフルエンザウイルス薬ガイドライン

行政備蓄		〇国民の45%に相当する量を目標として国と都道府県で均等に備蓄
	未発生期	〇発生時における安定供給体制を整備
流通体制	発生時	〇市場に流通している在庫量が一定量以下になった時点で備蓄薬を放出 〇県備蓄量が一定量以下になった場合、国へ補充要請
投与	予防投与	<ul><li>○予防投与の実施(海外発生期〜発生早期(国内・県内))</li><li>○予防投与の対象者</li><li>○予防投与の実施者</li></ul>

# 8 社会対策ガイドライン

事業者・職場	<ul><li>○事業継続計画の策定</li><li>・体制の検討、確立</li><li>・従業員に対する感染対策</li><li>・感染対策を講じながら業務を継続する方策の検討、実施(在宅勤務、時差出勤、人員計画立案等)</li><li>○対象事業者の把握</li></ul>	
個人、家庭、地域	〇食料品、生活必需品等の備蓄〇要援護者への支援(要援護者の把握、食料品等の提供)〇生活関連物資の適正流通(調査・監視、相談窓口の拡充)〇緊急物資の運送、物資の売渡しの要請	
埋火葬の円滑な実施	〇火葬能力・遺体安置可能数の調査〇火葬体制の整備〇市町村に対し、火葬場に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請〇遺体の保存対策〇墓地、埋葬等に関する手続きの特例	